

施工体制事前提出方式の試行について

1 基本方針における位置付け

昨年決定した「入札等制度改革に係る基本方針」(平成18年12月28日福島県行財政改革推進本部)において、施工体制事前提出方式については、「不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入する。」こととされている。

2 施工体制事前提出方式とは

施工体制事前提出方式は、国内では国土交通省と宮城県が導入している入札方式である。

宮城県では、入札参加者に、入札書に併せて工事費内訳書を提出させ、低入札調査において、これに基づく履行能力確認調査を行い、一定の基準を満たさない入札参加者は失格としている。

さらに、直接工事費について、具体的な下請予定業者と下請予定金額等を明記させ、契約締結後において、実際の下請契約内容と入札時点で提出された内容の整合性を確認している。

3 施工体制事前提出方式の試行

1の基本方針を踏まえ、本県においても、施工体制や履行能力についての事前確認調査を行った上で落札者を決定し、契約締結後に下請契約等の確認調査を行う施工体制事前提出方式を、宮城県の制度を参考に、早急に試行することとしたい。